

平成26年12月

平成26年第5回
西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 平成26年12月12日

至 平成26年12月12日

平成26年第5回西はりま消防組合議会臨時会議事日程

平成26年12月12日（金）午後10時30分開議

- 1 開会あいさつ（議長・管理者）
- 2 開会宣告
- 3 開議宣告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番 山下 由美議員、7番 中藪 清志議員）
 - 日程第 2 会期の決定（平成26年12月12日（金）の1日）
 - 日程第 3 議員提出第1号 組合議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項
 - 日程第 4 議案第14号 西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 5 議案第15号 平成26年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 4 閉会宣告
- 5 閉会あいさつ（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番	三 浦 隆 利	2 番	楠 田 道 雄
3 番	松 下 信 一 郎	4 番	柳 生 陽 一
5 番	山 下 由 美	6 番	岸 本 義 明
7 番	中 薮 清 志	8 番	佐 野 芳 彦
9 番	石 堂 基	1 0 番	石 黒 永 剛

会議に欠席した議員

な し

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 中矢 建章 係長 梶原 昭一

係長 垣谷 直宏 主査 友政 貴仁

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者（たつの市長）	栗原 一	副管理者（相生市長）	谷口 芳紀
副管理者（宍粟市長）	福元 晶三	副管理者（太子町長）	北川 嘉明
副管理者（佐用町長）	庵途 典章	消 防 長	横田 京悟
副 消 防 長	進藤耕太郎	次長兼相生消防署長	坂本 春喜
次長兼たつの消防署長	玉田 龍彦	次長兼宍粟消防署長	桑垣 繁伸
次長兼太子消防署長	岩田 良彦	次長兼佐用消防署長	新田 伸二
消防本部総務課長	大西 博之	相生消防署総務課長	前川 明
相生消防署予防課長	平林 祐治	相生消防署警防課長	真野 秀男
たつの消防署総務課長	合田 昌司	たつの消防署予防課長	吉田 好孝
たつの消防署警防課長	中谷 均	宍粟消防署総務課長	竹尾 友宏
宍粟消防署予防課長	内海 一義	宍粟消防署警防課長	日下 誠人
太子消防署総務課長	廣岡 宏一	太子消防署予防課長	岸 徹
太子消防署警防課長	内海 武彦	佐用消防署総務課長	堤 敏明
佐用消防署予防課長	青木 一道	佐用消防署警防課長	木南 敏之

開会あいさつ

議長あいさつ

○議長（松下信一郎議員）

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。師走に入り、日に日に寒さも厳しくなり本格的な冬の到来を感じる季節となりました。こうした中、議員各位には、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに平成26年第5回西はりま消防組合議会臨時会が開会の運びとなりましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

さて、今期臨時会には、既にお手元にお届けしておりますとおり、給与条例の改正、補正予算、また、先ほど開催されました全議員協議会において提出されました議員提出議案が提出されております。いずれも重要な案件でございますので、議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、適切なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

栗原管理者。

管理者あいさつ

○管理者（栗原一市長）

師走を迎えまして、寒さも日増しに厳しくなっておりますが、本日、平成26年第5回西はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、各位におかれましては、それぞれの市町議会開会中のお忙しい中、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素は管内の防火・防災に格別のご協力を賜っておりますことに重ねて御礼

を申し上げます。

さて、10月の定例会以降、西はりま消防組合管内では大きな災害は発生いたしませんでした。しかしながら、ご承知のとおり11月22日には長野県北部を震源地といたしましたマグニチュード6.7の地震が発生いたしました。長野・新潟県の両県で全半壊家屋が100件以上にもなる大きな被害を受けたにもかかわらず、一人の死者もなかったということで非常に安堵いたしております。また、この冬の寒さにより大雪の中で、避難生活をされておられる方がいらっしやっております。一日も早く日常生活に戻られることを願っております。

今回の地震の被害を最小限に食い止められたのは、地域住民の皆様方がお互い助け合って、被害に遭われた方々を積極的に救助するなど、隣近所での住民同士の助け合い、強いきずなで結ばれていたからであることが言われております。住民の共助がいかに大きな力になるかということを感じるとともに、当組合といたしましても、いかなる有事に対しても的確かつ迅速に対応できるように組織の強化を図りながら、地域住民の皆様方の安全・安心の確保に引き続き努力をしてまいり所存でございますので、よろしくご理解を賜りますようご協力をお願い申し上げます。

今期臨時会でご審議をいただきます案件は、ただいま議長様のほうからもありましたとおり、条例改正、補正予算、また議員提案をお願いいたしました管理者の専決処分事項の3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重なご審議をいただきまして、満場一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。ありがとうございました。

開 会 宣 告

○議長（松下信一郎議員）

ただいまより平成26年第5回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（松下信一郎議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。監査委員より、地方自治法第199条第2項、第4項の規定により実施した定期監査等の結果報告1件及び同法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大西博之）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員数は10名でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配布いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

なお、幸島幸博副消防長より、療養のため欠席の届け出が提出されております。議長におきまして了承をいたしておりますので、ご了承を願います。

次に、今臨時会に提出されております議案第14号、西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定において、参考資料に誤りがあり、訂正の申し出がありましたので、お手元に正誤表を配付いたしております。ご訂正くださるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松下信一郎議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので地方自治法第113条に規定する定員数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（松下信一郎議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第62条の規定により議長において5番山下由美議員、7番中藪清志議員を指名いたします。両議員よろしくお願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（松下信一郎議員）

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

～日程第3 議員提出第1号～

○議長（松下信一郎議員）

日程第3、議員提出第1号、組合議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

6番岸本義明議員。

○6番（岸本義明議員）

ただいま議題となりました議員提出第1号、組合議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項について、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

ご高承のとおり、議会の議決事項につきましては、地方公務員法第96条第1項各号に定められておりますが、そのうち損害賠償の額を定めることにつきましては、被害者の速やかな救済、円満解決及び迅速な処理を図ることを趣旨として、本組合構成市町議会の議決内容を参考にして提案しようとするものでございます。

内容につきましては、法律上、組合の権利に属する損害賠償額の決定で、当該決定にかかわる金額が1件につき50万円を超えないものとするものでございます。また、交通事故につきましては、自動車損害賠償保障法施行令に規定する保険金額の最高額の範囲内とするものであります。

現在、交通事故につきましては、義務的責任は別にしまして、示談内容について相手方の了承は得ても、議決後でないと示談書の締結及び損害賠償金の支払いができないため、年2回を定例会とします当組合におきましては、時期によっては半年の間、相手方に待っていただかないといけない状態でございます。

今回、提出させていただきました議題について、議決いただきますと保険で補填される範囲内の損害賠償金については、それが解決され、迅速な処理を行うことができ、

被害者の方の経済的負担の軽減につながるものとなっております。

以上で、議員提出第1号についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜り、全会一致で原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議員提出第1号は、原案のとおり議決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出第1号は原案のとおり議決されました。

～日程第4 議案第14号～

○議長（松下信一郎議員）

日程第4、議案第14号、西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第14号、西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

それでは、第1条の西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてからご説明申し上げます。

第12条の改正規定は、交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、月額100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

第26条の改正規定は、本年12月における勤勉手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を100分の67.5から100分の82.5に、再任用職員の支給割合を100分の32.5から100分の37.5に改めるものでございます。

附則第8項の改正規定は、引用する条項ずれを改め、55歳を超える6級以上の特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額に乗ずる割合を100分の1.0125から100分の1.2375に、100分の67.5を100分の82.5に改めるものでございます。

別途給料表の改正は民間との給与格差の是正のため、給料月額を平均0.3%引き上げるものでございます。

次に、第2条の西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第13条の改正規定は、単身赴任手当について基礎額を2万3,000円から3万円に、加算額を4万5,000円から7万円に改めるものでございます。

第21条の改正規定は、管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の夜間に災害への対処をするなど、臨時または緊急の必要により勤務した場合に、5,000円を超えない範囲内の額を支給するものでございます。

第22条の改正規定は、再任用職員の単身赴任手当を支給対象とするものでございます。

第26条の改正規定は、本年引き上げた勤勉手当を均等に割り振るものであり、第1条改正に改められた勤勉手当支給月数について、再任用職員以外の職員の支給割合を100分の82.5から100分の75、再任用職員の支給割合を100分の37.5から100分の35に改めるものでございます。

第28条の改正規定は、給料表の改定に伴い、臨時的任用職員の給料月額の上限を20万600円から20万2,600円に改めるものであります。

附則第5項の改正規定は、当分の間として実施されている特定職員に係る給料等の減額措置について、平成30年3月31日限りとするものでございます。

附則第8項の改正規定は、特定職員勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額に乗ずる割合を100分の1.2375から100分の1.125に、100分の82.5を100分の75に改めるものでございます。

別表給料表の改正は地域間の給与格差及び世代間の給与配分の見直しのため、平均2%引き下げるものでございます。

次に、附則につきましては、第1条は本条例の施行日及び適用日、第2条は適用日前に異動した者の号給の調整、第3条は給与の内払、第4条は切替日前の異動者の号給の調整、第5条は経過措置、第6条は単身赴任手当に関する特例、第7条は規則へ

の委任を、それぞれ定めるものでございます。

以上で、議案第14号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。
ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。
ご発言ございませんか。

5番山下議員。

○5番（山下由美議員）

議案第14号、西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この議案の第1条改正の内容は、給与の引き上げが行われておりますので、賛成できる内容であります。この第2条の改正を見ますと、給与月額が引き下げられる内容でありますので、職員にとってマイナスとなりますので反対をいたします。

以上です。

○議長（松下信一郎議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結いたします。次に表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（松下信一郎議員）

起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第15号～

○議長（松下信一郎議員）

次に日程第5、議案第15号、西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第15号、平成26年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成26年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）は、第1条に掲げておりますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,245万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,332万4,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正の内容につきましてご説明申し上げます。
説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

第9款消防費、第1項消防費、1目常備消防費、2節給料から19節負担金、補助及び交付金までの3,245万7,000円の追加は、人事院勧告に伴います給与改定分並びに異動等による給与を精査したことによるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、1目消防費負担金2,679万円の減額、第18款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金5,924万7,000円の追加は、前年度からの繰越金を補正予算の財源として調整し、当該繰越金から補正予算所要額を精査した上で、各構成市町の負担金を減額するものでございます。

以上で、議案第15号の平成26年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わらせていただきますが、何とぞ、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。
ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第15号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（松下信一郎議員）

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年第5回西はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

閉会のあいさつ

○議長（松下信一郎議員）

閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、理事者におかれましては、高機能消防指令センター総合整備事業について、今年度末にはセンターの改修工事を終え、平成27年度には、いよいよシステムの設置工事が始まります。引き続き、滞りなく業務を進めていただくよう要望するものであります。

また、この時期になりますと空気が乾燥し、暖房器具や火気を使用する機会がふえることから、火災の発生が増加する恐れがあります。引き続き地域住民の安全・安心に努めていただくことを切に願うものであります。

終わりに臨み、年の瀬を迎え、一層寒さが厳しくなっておりますが、議員各位並

びに理事者におかれましては、くれぐれも健康にご留意賜り、健やかな新年をお迎えになられますとともに、本組合の発展と議会活動の充実のため、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

栗原管理者。

○管理者（栗原一市長）

一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期臨時会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位には終始慎重なご審議を賜り、いずれも原案のとおりご可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

ただいま、議長様のご挨拶にもありましたとおり、改修工事を終了いたしまして、そして、来年度いよいよ新しいシステムの設置を進めてまいります。そして、平成28年度の高機能消防指令センターの運用を確実にしてまいりたいというふうに思っております。何とぞ、議員各位におかれましては、格別のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく、改めてお願いを申し上げますの次第でございます。

終わりに臨みまして、松下議長を初め、議員各位におかれましては、今後とも十分に健康にご留意をいただきまして、ご家族おそろいで輝かしい平成27年の新春をお迎えいただきますように心からお祈り申し上げます、本日の閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松下信一郎議員）

皆様、お疲れさまでございました。

（午前10時52分閉会）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年12月12日

西はりま消防組合議会議長 松下 信一郎

西はりま消防組合議会副議長 岸本 義明

会議録署名議員 山下 由美

会議録署名議員 中藪 清志